

亀山市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 名称

東御座自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 不動産の維持管理及び運用
- (4) 区域住民の健康増進及び福祉向上を図るための諸行事

3 区域

本会の区域は、亀山市阿野田町869番地4、908番地1から935番地11、944番地2から962番地、1044番地1から1044番地25までの区域とする。

4 主たる事務所

亀山市阿野田町946番地5の東御座公民館に置く。

5 代表者の氏名及び住所

山中 康平

亀山市阿野田町926番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

- (1) 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和6年6月21日